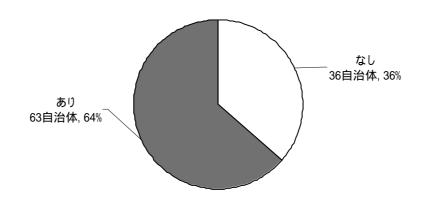
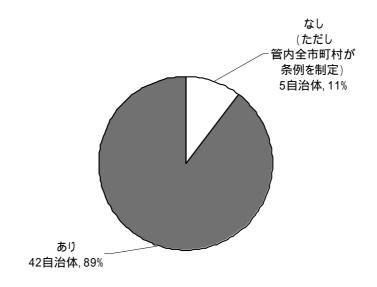
条例の制定・運用状況について(平成19年7月環境省調べ)

1.犬の放し飼いの禁止規制を規定した条例の有無 都道府県・政令市・中核市(99自治体)⇒あり63、なし36



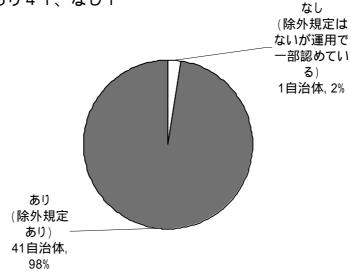
政令市、中核市で犬の放し飼いの禁止を規定した条例がない場合、都道府県条例 を適用。

都道府県(47自治体) ⇒あり42、なし5(ただし管内全市町村が条例を制定)



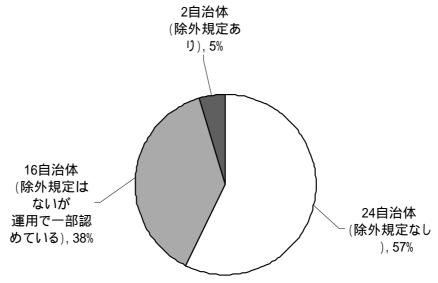
2.放し飼い禁止の条例を有する都道府県のうち、「警察犬、狩猟犬等」の扱いの適用除外規定及び運用の有無

全42自治体 ⇒あり41、なし1



3. 放し飼い禁止の条例を有する都道府県のうち、「追い払い犬」の扱いの適用除外規定及び運用の有無

全42自治体 ⇒除外規定あり2、除外規定はないが運用で一部認めている16 除外規定なし24



「除外規定なし」には、現在都道府県内に追い払いの事例がなく運用を想定して いない自治体を含む。

適用除外規定の例

東京都

- < 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 >
- (犬の飼い主の遵守事項)
 - 第9条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 犬を逸走させないため、犬をさく、おりその他囲いの中で、又は人の生命若しくは身体に危害を加えるおそれのない場所において固定した物に綱若しくは鎖で確実につないで、飼養又は保管すること。ただし、次のイから二までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 警察犬、盲導犬等をその目的のために使用する場合
 - ロ 犬を制御できる者が、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれ のない場所並びに方法で犬を訓練する場合
 - ハ 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して、移動させ、又 は運動させる場合
 - 二 その他逸走又は人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場合で、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるとき。
 - 二 犬をその種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。
 - 三 犬に適切なしつけを施すこと。
 - 四 犬の飼養又は保管をしている旨の標識を、施設等のある土地又は建物の 出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示しておくこと。
 - 第39条 次の各号の一に該当する者は、拘留又は科料に処する。
 - 一 第9条第1号の規定に違反して、犬を飼養した者
- < 東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 >
- (犬の飼養の特例)
 - 第3条 条例第9条第1号二に規定する規則で定めるときは、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 犬を制御できる者の管理下で、犬を興業、展示、映画制作、曲芸、競技会、テレビ出演又は写真撮影に使用するとき。
 - 二 犬を制御できる者が犬を調教するとき。

長野県

< 長野県飼犬管理条例 >

(遵守事項)

- 第3条 飼育者は、次の各号に掲げる場合を除き、飼犬を常にけい留してお かなければならない。
- (1)<u>飼犬を警察犬、狩猟犬、牧用犬、盲導犬又は運搬犬として、その目的の</u>ため使用するとき。
- (2)~(3) 略
 - 2 何人も、前項の規定によりけい留してある飼犬を同項各号に掲げる場合 を除き、当該飼犬のけい留を解き、又は解かせてはならない。

福島県

<福島県犬による危害の防止に関する条例>

(けい留義務)

- 第三条 犬の所有者は、飼犬についてけい留(人又は家畜その他に危害を加えるおそれがないように丈夫な鋼、鎖等でつなぎ、又はおりに入れる等の措置をとることをいう。以下同じ。)をしなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りではない。
 - 一 住居その他の建物の内部又は堅固なへい、さく等で囲まれた場所で、人 に危害を加えるおそれのない方法で、犬を飼養するとき
 - 二 生後九十日以内の犬を飼養するとき。
 - 三 警察犬又は狩猟犬である飼い犬をその目的に従って使用するとき。
 - 四 人又は家畜その他に危害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼い犬 を訓練し、移動し、又は運動させるとき。
 - 五 前四号に掲げる場合のほか、規則で定める場合に該当するとき。

犬による危害の防止に関する条例施行規則

(けい留義務が課せられない場合)

- 第二条 条例第三条第五号に規定する規則で定める場合は、次の各号の一に該当する場合とする。
 - 一~三 略
 - 四 <u>山間へき地等において人、家畜、耕作物等を野獣の被害から守るために</u> 飼犬を使用するとき。